

第1章

推進計画策定の基本的な考え方

1 推進計画策定の趣旨

2 目指すべき姿・スローガン

3 推進計画の基本的事項

(1) 推進計画の位置づけ

(2) 推進計画の期間

(3) 推進計画の変更、進捗状況の検証及び公表

第1章 推進計画策定の基本的な考え方

1 推進計画策定の趣旨

大阪府では、府民の健康を守るため、府、食品関連事業者[※]、府民の方々等が共に協力し、食の安全安心の確保に取り組むことをめざして、平成19年（2007年）3月に「大阪府食の安全安心推進条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

この条例に基づき、府における食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成20年（2008年）3月に5カ年計画として「大阪府食の安全安心推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、その後平成25年（2013年）3月及び平成30年（2018年）3月に、その時々々の食の安全安心に関する課題や食を取り巻く環境の変化等を踏まえ、推進計画を改定し、庁内関係部局が連携しながら、生産から消費までの各段階における食の安全安心の確保に関する施策等を推進してきました。

府では、令和7年（2025年）日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催を控え、大阪の魅力である「食」をPRする上でも、食の安全安心を確保していく必要があります。

また、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」の目標達成に向けた社会的な機運の高まりや新型コロナウイルス感染症の流行によるライフスタイル等の変化、平成30年（2018年）の食品衛生法[※]等の改正による新たな制度の開始など、食を取り巻く環境は大きく変化しています。

加えて、昨今のウクライナ情勢や原油価格高騰などの影響を受け、食料の安定供給に対する懸念が高まる中、事業者らの負担も増加しているところではありますが、いかなる国内外の情勢にあっても食の安全安心の確保を停滞させることなく、維持していくことが重要です。

このため、府では、第3期推進計画で掲げた施策等に継続して取り組むことを基本としつつ、食を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえ、食の安全安心の確保に関する施策をより一層推進するため、第4期推進計画を策定します。

なお、本計画は、SDGsの理念を踏襲しており、各取組みの推進を通して、関連するゴールの達成に貢献します。



© 2014 大阪府もずやん

2 目指すべき姿・スローガン

府民が安全で安心な食生活を送り、健康に暮らしていくためには、食に関わる様々な分野の人々が情報を共有し、相互理解と協力のもと、食の安全安心の確保に関する取組を進める必要があります。

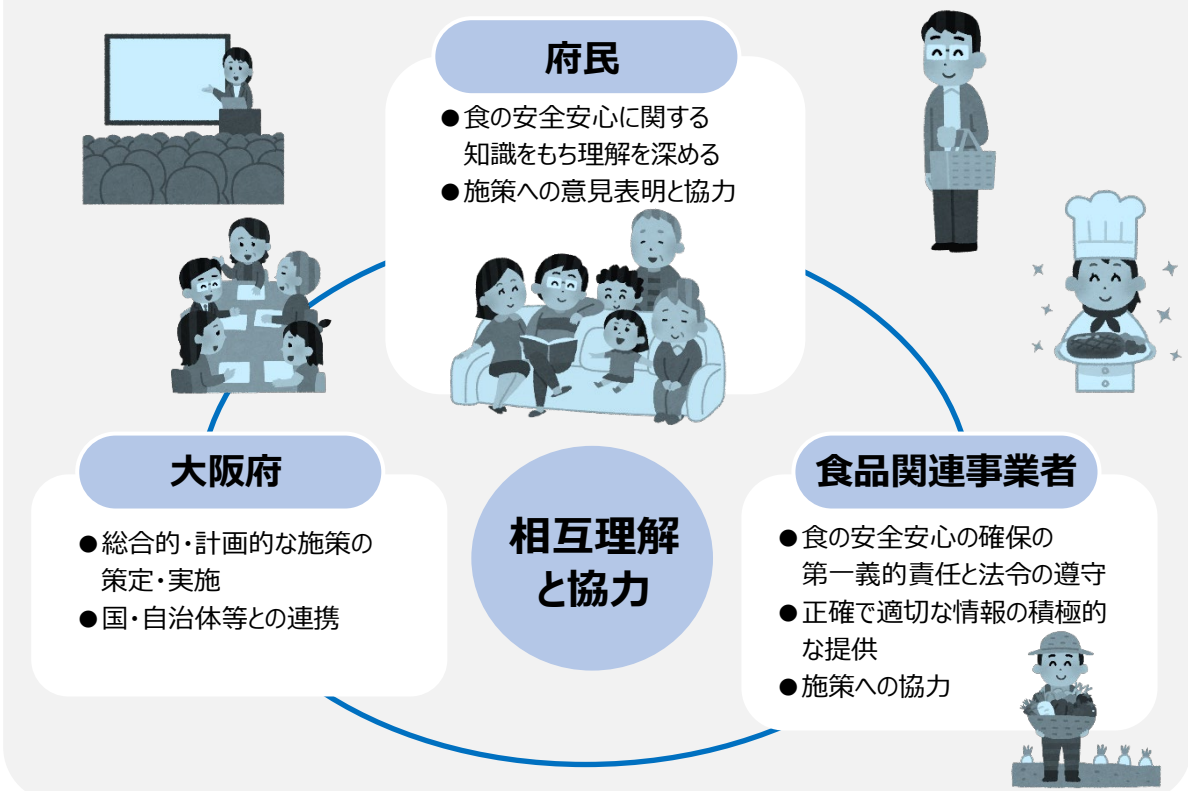
府は、「生産から消費までみんなでつなぐ食の安全 築く安心」を推進計画のスローガンに掲げ、条例で定めた基本理念のもとに、行政、食品関連事業者、府民がそれぞれの責務・役割を認識し、互いに理解し、共に協力して食の安全・安心の確保に取り組むことをめざします。

基本理念

食の安全安心の確保は

- 府民の健康保護が最重要との認識の下で取組を行う
- 生産から消費に至る各段階において科学的知見に基づき取組を行う
- 府・食品関連事業者・府民等の情報及び意見交換（リスクコミュニケーション[※]）の促進により行う
- 府・食品関連事業者・府民の相互理解と協力の下に行う

関係者の責務・役割



【推進計画のスローガン】

生産から消費までみんなでつなぐ食の安全 築く安心

3 推進計画の基本的事項

(1) 推進計画の位置づけ

推進計画は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、条例第8条に基づき、大阪府食の安全安心推進協議会の意見を聴いて策定するものです。

「万博のインパクトを活かした大阪の将来に向けたビジョン」、「Osaka SDGs ビジョン」などの全庁的な計画・方針等や、食育基本法[※]に基づき策定する「大阪府食育推進計画」、食品ロスの削減の推進に関する法律[※]に基づき策定する「大阪府食品ロス削減推進計画」、大阪府消費者保護条例[※]に基づき策定する「大阪府消費者基本計画」など、食の安全安心に係る計画等との連携を図りながら、各種施策を実施します。

(2) 推進計画の期間

令和5年（2023年）4月から令和10年（2028年）3月までの5カ年計画とします。

(3) 推進計画の変更、進捗状況の検証及び公表

推進計画は5カ年計画としていますが、必要に応じて随時見直し、計画に変更が生じた場合には公表します。

また、府、食品関連事業者及び府民が、食の安全安心の確保の取組について現状を把握し、課題等を共有することによって、その後の取組につなげるため、「大阪府食の安全安心推進協議会」に計画の進捗状況を報告し、実施状況の検証を行います。これらの状況についても、毎年度、公表します。